

特定第三種漁港の「自己買受の原則禁止」に対する対応方針聞き取り結果

卸売市場法改正に伴い、他の特定第三種漁港の「自己買受の原則禁止」の規制をどのようにするか聞き取り調査を実施した。(令和元年 12 月上旬時点)

漁港	開設者	自己買受に対する現状	改訂方針
八戸漁港	八戸市	自己買受の規制あり。	これまでのルールは変えない。
気仙沼漁港	気仙沼市	自己買受の規制あり。 (開設者が認めれば自己買受可)	これまでのルールは変えない。
石巻漁港	石巻市	自己買受の規制あり。 (開設者が認めれば自己買受可)	これまでのルールは変えない。
塩釜漁港	塩釜市	自己買受の規制あり。 (開設者が認めれば自己買受可) 現在、卸売業者は 2 社あり 1 社(漁協)は仲買権を取っている。	これまでのルールは変えない。
銚子漁港	銚子市漁協	現状で自己買受可能。 (卸売業者が直売している)。	これまでのルールは変えない。 (自己買受可能)
三崎漁港	三浦市	自己買受の規制あり。 現在、卸売業者は 3 社あるが、そのうち 1 社(まぐろ漁船船主団体)は既に仲買権を持っている。	自己買受の原則禁止を解除する。
焼津漁港	焼津漁業協同組合	自己買受の規制あり。	これまでのルールは変えない。
境漁港	鳥取県	現在、検討中。	現在、検討中。
浜田漁港	JF しまね	現状で自己買受可能。	これまでのルールは変えない。 (自己買受可能)
下関漁港	山口県	自己買受の規制あり。	これまでのルールは変えない。
博多漁港	福岡市	自己買受の規制あり。	自己買受の原則禁止を解除する。
長崎漁港	長崎県	自己買受の規制あり。	これまでのルールは変えない。
枕崎漁港	枕崎市漁業協同組合	自己買受の規制あり。 卸売業者(漁協)が子会社を設置して仲買権を取得している。	これまでのルールは変えない。